

1 経済が直ちに元の姿に戻ることは難しいが、ウィズコロナ－ウイルスの存在を前提一と
2 して、国民の命と暮らしを守り抜くことを目下の最重要課題に経済財政運営を行い、緊
3 急事態宣言下の本年4月・5月を底に、経済を持続的な成長軌道に着実に戻していく。

4 今般の感染症は、世界経済を戦後最大の危機に陥らせるとともに、感染拡大防止の觀
5 点から、内外において人為的に経済活動を抑制することで、需給両面から経済を大きく
6 押し下げたという意味でも、過去に例のないショックであり、非正規雇用者やフリーラ
7 ンスなど相対的に弱い立場に置かれている層に対して特に深刻な影響をもたらしている。
8 ポストコロナ時代の持続可能で包摂的な質の高い成長の実現に向けては、感染の再拡大
9 を防ぎ、国民の命と健康を守りながら、経済のしっかりした回復を実現するというバラ
10 ンスのある施策展開を図る必要がある。具体的には、仮に流行の小さな波が到来しても、
11 大きな波となることを防ぐよう検査・監視体制を充実させるとともに、医療提供体制の
12 強化、感染拡大防止策の進化、治療薬・ワクチンの開発加速を図る。また、これ以上の
13 解雇や倒産は生じさせないという断固たる決意で雇用と事業を守り、需要を取り戻す消
14 費喚起策を適時適切に展開することにより、デフレへの後戻りを何としても回避する。
15 さらには、デジタル化の抜本的な加速を通じて、民間の投資やイノベーションが誘発さ
16 れ、生産性向上と所得の増加につながる環境づくりを進める必要がある。このため、緊
17 急経済対策や令和2年度の補正予算を可能な限り迅速に執行するとともに、内外の状況
18 を注意深く見極め、必要に応じて、臨機応変に、かつ時機を逸すことなく対応する。

19

20 (1) 医療提供体制等の強化

21 感染拡大防止と経済活動の段階的引上げとの両立を図るため、検査体制に関し症状の
22 有無や感染リスクを踏まえ、基本的な考え方を整理し、戦略的に検査能力を拡充する。
23 具体的には、有症状者については、抗原検査も活用しながら迅速に検査を受けられる体
24 制をより確実なものとする。無症状の濃厚接触者など感染している可能性が高い者につ
25 いては、PCR検査を幅広く行う。医療等従事者や入院患者、施設入所者等に対して、
26 感染の可能性がある場合は積極的に検査を行う。その際、必要なときには速やかに検査
27 が受けられるという安心感を与えられるレベルを確保するため、PCR検査と抗原検査
28 との最適な組合せによる迅速かつ効率的な検査体制の構築、民間検査機関の行う検査の
29 質の確保等により更なる活用促進を図ること等による検査能力の増強、PCR検査セン
30 ターの設置の促進や検査実施機関の拡充、唾液を用いたPCR検査・抗原検査の研究・
31 推進等に計画的に取り組む¹⁴。さらに、上記以外の者に対する検査の在り方については、
32 偽陰性・偽陽性など検査の限界も考慮しつつ、社会経済活動を安心して行えるようにす
33 る観点を踏まえて検討する。また、国際的な人の往来の再開に備えて、検疫における検
34 查体制を大幅に増強する。あわせて、HER-SYS¹⁵の早急な定着・活用により、患者

¹⁴ PCR検査については約3.2万件／日の検査能力、抗原簡易検査については約2.6万件／日の供給能力があり、このほか、抗原定量検査がある（数値は令和2年7月14日時点）。また、地方自治体において、今後感染が大きく拡大する場合の検査需要の見通しを作成し、相談から検体採取、検査分析までの一連の検査プロセスを点検し必要な対策を実施することとしており、これも踏まえ、国と地方自治体で連携して必要な検査体制の強化に取り組むこととしている。

¹⁵ 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム。

1 等に関する情報を関係者で迅速に共有できる体制を構築するなど、感染症情報について、
2 情報収集と管理の仕組み・体制を集約、一元化し、そのための保健所の体制強化、積極
3 的疫学調査・クラスター対策の強化に取り組む。また、接触確認アプリの機能向上と普
4 及を促進するとともに、大規模感染症の流行時において国レベルで迅速かつ柔軟、確実
5 に対処できる仕組みを構築するため、必要な法整備等について速やかに検討を進める。

6 今後インフルエンザの流行期と感染の波が重なることも予測される中、仮に国内で感
7 染者数や発熱患者等疑い患者が急増した場合でも十分に対応できるよう、検査体制とと
8 もに医療提供体制を強化していく。このため、医療提供体制については、都道府県とも
9 連携しつつ、疑い患者も含め病床を確保し、必要に応じ専用の病院や病棟の設置を推進
10 する。また、これらの医療機関に対して、今般の診療報酬の引上げ、病床確保・設備整
11 備に対する補助を通じて支援するとともに、それ以外の医療機関・薬局に対しても、感
12 染拡大防止のための支援、移植医療等の維持推進、危機対応融資の拡充など当面の資金
13 繰りの支援を着実に実施する。G-M I S¹⁶により、空床状況や人工呼吸器等の保有・稼
14 働状況・人材募集状況など医療提供状況を一元的かつ即座に把握し、「医療のお仕事
15 Key-Net」を通じて人材確保を図るとともに、都道府県等にも情報提供し、迅速な患者の
16 受入調整等にも活用する。また、医療現場で必要となる感染防護具や医療機材、医薬品
17 原薬の確保・備蓄、国内生産体制の整備を進める。宿泊療養施設を確保するとともに、
18 その運営に必要な支援を引き続き行う。

19 国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの体制強化を図るとともに、一体的な取
20 組を進めるための体制を構築する。

21 また、介護・障害福祉施設に対する個室化など環境整備や在宅サービスも含めた感染拡
22 大防止のための支援を行っていく。

23 自衛隊の感染症対処能力の更なる向上や感染拡大防止を図るとともに、A I シミュレ
24 ーション等の活用による効果分析等を通じた感染拡大防止策の進化を図る。

25 引き続き、日本を含め世界の叡智を結集することにより、疾病メカニズム等の研究を
26 進め、効果的な治療法・治療薬やワクチン等の研究開発を更に加速し、緊急対応として
27 優先かつ迅速に審査し、国内での生産体制を早期に整備するとともに、ワクチンや治療
28 薬の必要量の確保とワクチン接種体制の構築を進める。

29 在外邦人の実態把握を含め、その保護のための取組を強化する。国際的な人の往来は、
30 ビジネス上の必要な往来から段階的に、感染拡大防止と両立する範囲内において、国内
31 外の感染状況等を総合的に勘案し、国外からの新型コロナウイルスの流入防止に万全を
32 期すため、引き続き水際措置を徹底しつつ、各国・地域と協議・調整の上で実施してい
33 く。また、一時帰国した在留外国人の再入国を許可する範囲等について検討する。

34 その際、国際的な人の往来の本格的再開を見据え、P C R検査等に係る各種証明、健
35 康状況報告をはじめ、出入国の際に求められる各種手続について、デジタル化・シーム
36 レス化を進められるよう国際的な動きと連携する。

¹⁶ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム。

き人材によるマッチングなどの取組の支援、官民連携主体の外部化の検討、スタートアップ企業への投資促進支援、大企業とスタートアップ企業の契約適正化やスピンオフを含む事業再編を促進するための環境整備などを通じて、オープン・イノベーションを推進するとともに、イノベーション・エコシステムの維持・強化に向けた取組⁷⁶を推進する。

最先端の基盤的技術であるデジタル化・リモート化、AI・ロボット、量子技術、再生医療、バイオ、マテリアル革新力、革新的環境エネルギー、アルテミス計画等の宇宙探査、準天頂衛星等各省連携による衛星開発や基幹ロケット開発等の宇宙分野、北極を含む海洋分野⁷⁷の研究開発を戦略的に進める。効果的な治療法・治療薬やワクチンの研究開発等の感染症対策、防災・減災等の国及び国民の安全・安心に資する重要な技術分野への予算や人材等に重点化を図るとともに、シンクタンク機能を含む新たな体制の検討を進め、SDGs等の社会課題に対応した戦略的で質の高い研究開発を官民挙げて推進する。

研究開発への更なる民間資金の活用、世界の学術フロンティア等を先導する国際的なものを含む大型研究施設⁷⁸の戦略的推進、最大限の产学研官共用を図るとともに、民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同の仕組みで推進し、予算を効果的に執行する。また、科学研究費助成事業などの競争的研究費の一体的見直し、研究設備・機器等の計画的な共用の推進、研究のデジタル化・リモート化・スマート化の推進に向けた基盤の構築⁷⁹等を図る。

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

今回の感染症拡大を契機として、柔軟な医療提供体制、データ利活用、健康予防の重要性が再認識された。社会保障制度の基盤強化を着実に進め、「新たな日常」を支える社会保障を構築するとともに、困難に直面している女性や若者などへの支援を通じた格差拡大の防止を図り⁸⁰、地域社会やコミュニティ等において高齢者の見守り、人の交流やつながり、助け合いが充実した地域共生社会の構築を進め、誰ひとり取り残されることない包摂的な社会の実現をしていく。

(1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

現下の情勢を踏まえ、当面の最重要課題として、感染症の影響を踏まえ、新規感染者数の増大に十分対応することができる医療提供体制に向けて万全の準備を進めておく必要がある。また、検査体制の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組むとともに、外出自粛下において再認識された日々の健康管理の重要性を踏まえ、エビデンスに基づく予防・健康づくり、重症化予防の取組もより一層推進する。

今般の感染症に係る施策の実施状況等の分析・評価を踏まえつつ、その重要性が再認

⁷⁶ 感染症拡大を受けて产学研連携を促進しスタートアップ活動の停滞を防ぐためにも、社会変革や社会課題の解決につながる優れた新事業を目指す産学官の共同研究開発の強化や大学発ベンチャー支援、地方大学を核とした共創の場の構築支援・アントレプレナーシップ教育等を推進。

⁷⁷ メタンハイドレート、リアース泥等の海洋資源開発、北極域研究船を含めた極地研究など。

⁷⁸ 生物・医学、素粒子物理学、天文学、情報学といった学術研究の大型プロジェクトに関しては、国民の理解や科学コミュニケーションなどの国内の議論の進歩や国際的な協力・分担などの検討状況を踏まえて検討されている。

⁷⁹ 学術情報ネットワーク（SINET）やスーパーコンピュータ「富岳」の整備など。

⁸⁰ 前掲3章1節（3）②における対応策を含む。

1 オンライン診療等の時限的措置の効果や課題等の検証について、受診者を含めた関係
2 者の意見を聞きエビデンスを見る化しつつ、オンライン診療や電子処方箋の発行に要
3 するシステムの普及促進を含め、実施の際の適切なルールを検討する。電子処方箋につ
4 いて、既存の仕組みを効率的に活用しつつ、2022年夏を目途に運用を開始する。医師に
5 よる遠隔健康相談について、既存事業の検証を行いつつ、効果的な活用を図る。

6 AIを活用した医療機器の開発や、医薬品等の開発の促進に資する薬事規制の体制の
7 整備・合理化を進める。

8 感染症の下、介護・障害福祉分野の人手不足に対応するとともに、対面以外の手段を
9 できる限り活用する観点から、生産性向上に重点的に取り組む。ケアプランへのAI活
10 用を推進するとともに、介護ロボット等の導入について、効果検証によるエビデンスを
11 踏まえ、次期介護報酬改定で人員配置の見直しも含め後押しすることを検討する。介護
12 予防サービス等におけるリモート活用、文書の簡素化・標準化・ICT化の取組を加速
13 させる。医療・介護分野のデータのデジタル化と国際標準化を着実に推進する。

14

15 ② 「新たな日常」に対応した予防・健康づくり、重症化予防の推進

16 「新たな日常」に対応するため、熱中症対策に取り組むとともに糖尿病、循環器病な
17 どの生活習慣病や慢性腎臓病の予防・重症化予防を多職種連携により一層推進する。新
18 たな技術を活用した血液検査などの実用化を含め、負荷の低い健診に向けた健診内容の
19 見直し・簡素化等を前倒しするとともに、オンラインでの健康相談の活用を推進する。

20 かかりつけ医等が患者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支
21 援へつなげる取組⁸¹についてモデル事業を実施する。

22 細菌性やウイルス性の疾患の予防という観点も含め、口腔の健康と全身の健康の関連
23 性を更に検証し、エビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診、フレ
24 イル対策・重症化予防にもつながる歯科医師、歯科衛生士による歯科口腔保健の充実、
25 歯科医療専門職間、医科歯科、介護、障害福祉関係機関との連携を推進し、歯科保健医
26 療提供体制の構築と強化に取り組む。

27 一般用医薬品等の普及などによるセルフメディケーションを推進する。

28 全ゲノム解析等実行計画を着実に推進し、治療法のない患者に新たな個別化医療を提
29 供するべく、産官学の関係者が幅広く分析・活用できる体制整備を進める。

30

31 (2) 所得向上策の推進、格差拡大の防止

32 ① 就職氷河期世代への支援

33 昨年取りまとめた「就職氷河期世代支援プログラム」、「安心と成長の未来を拓く総合
34 経済対策」及び「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」⁸²に基づき、3年間の集中
35 的な取組により、現状よりも良い待遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、正規
36 雇用者を30万人増やすとの目標を堅持し、引き続き着実に支援に取り組む。

⁸¹ いわゆる「社会的処方」と呼ばれる取組。

⁸² 令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定。